

〔 増毛町地域おこし協力隊 募集概要 〕

1. 「地域おこし協力隊」制度について	地方自治体が、都市住民を受け入れて、地域おこし活動を委嘱する制度。地域産業の活動支援や農林漁業の応援、住民の生活支援などに従事し、隊員の定住・定着を図る制度。 地域おこし協力隊員の報酬等は、国（総務省）から地方自治体へ特別交付税による財政支援がある。
2. 増毛町の地域おこし活動	増毛町地域おこし協力隊設置要綱第4条に定める地域活動 (1) 地域おこし活動（地域の課題やニーズの解決に向けた活動、地域行事やイベントに関する活動、集落の維持活性化に関する活動） (2) 地域産業の振興に関する活動 (3) 移住促進に関する活動 (4) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した地域の情報発信に関する活動 (5) 観光の振興及び滞在型観光、アウトドア観光の推進、特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発に関する活動 (6) 農林水産業の作業支援 (7) 健康寿命延伸に関する活動 (8) 多文化共生交流に関する活動 (9) 隊員の特性（知識・技能）を活かした活動 (10) その他町長が必要と認める活動
3. 増毛町地域おこし協力隊応募要件	原則として次の条件をすべて満たす方とします。（見込含む） (1) 生活の拠点を条件不利地域に該当しない地域及び区域から増毛町に住民登録を移し、居住できる方。 ※条件不利地域については、総務省 HP でご確認ください、下記担当までお問い合わせください。 (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方 (3) 地域おこしに深い理解と熱意を有し、かつ、積極的に活動する意欲のある方 (4) 自家用車を所有している方 (5) パソコンをメールのやり取り等で日常的に利用している方 (6) 任期終了後、増毛町に定住し就業・起業の意思がある方
4. 活動地域・内容	増毛町全域 活動に係るプログラムについては、受け入れる部署や団体等と協議して決定します。

5. 雇用形態等	(1)直接雇用(増毛町会計年度任用職員(増毛町会計年度任用職員取扱規則)に準じた身分とします。) (2)団体委託型 (1)、(2)のいずれか、要相談
6. 勤務時間	(1)原則週5日勤務 (2)勤務時間 直接雇用の場合:原則37時間30分/週 ※活動内容により時間外及び休日等に勤務を要することがありますが、この場合は代休による対応となります。 団体委託型の場合:所属団体の就業規則による
7. 報酬・福利厚生等	(1)報酬めやす: 200,000円~250,000円 これまでの職歴や直接雇用か団体委託型か等、様々な要件を加味して決定します。
8. 応募手続き等	(1)令和8年4月1日~ (2)提出書類(提出された書類は返却しません) ①応募用紙(所定の様式) ②履歴書(市販の履歴書で可・写真添付) ※携帯電話以外のメールアドレスを記入のこと ③応募動機 ※A4用紙1枚程度(様式任意・パソコン使用可) (3)申込先 〒077-0292 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 増毛町役場 企画財政課企画係 TEL:0164-53-1110 FAX:0164-53-2348 Eメール:kikakuzaisei@town.mashike.hokkaido.jp (4)選考日程 第1次選考として書類審査を実施し、合格者を対象に第2次選考の面接試験を実施します。第2次選考のため必要な交通費等は自己負担になります。日程については、別に連絡します。